

建設業法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか(許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十一号までのいずれか)に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

一七 (略)

八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

九十一 (略)

(準用規定)

第十七条 第五条、第六条及び第八条から第十四条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業の許可を受けた者(以下「特定建設業者」という。)について準用する。この場合において、第六条第一項第五号中「次条第一号及び第二号」とあるのは「第七条第一号及び第十五条第二号」と、第十一条第四項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と、「同号ハ」とあるのは「同号イ、ロ又はハ」と、同条第五項中「第七条第一号若しくは第二号」とあるのは「第七条第一号若しくは第十五条第二号」と読み替えるものとする。

(下請負人に対する特定建設業者の指導等)

第二十四条の六 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

2・3 (略)

(技術検定)

第二十七条 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。

25 (略)

○建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)(抄)

(法第八条第八号の法令の規定)

第三条の二 法第八条第八号(法第十七条において準用する場合を含む。)の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九条第一項又は第十項前段(同法第八十八条第一項、第二項若しくは第四項又は第九十条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第九十八条

二 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十三条第二項、第三項又は第五項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第二十三条

三六 (略)

(法第二十四条の六第一項の法令の規定)

第七条の三 法第二十四条の六第一項の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

一 建築基準法第九条第一項及び第十項(同法第八十八条第一項、第二項又は第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第九十条

二 宅地造成等規制法第九条並びに第十三条第二項、第三項及び第五項

三六 (略)

(技術検定の種目等)

第二十七条の三 (略)

2 技術検定は、一級及び二級に区分して行なう。

3 国土交通大臣が指定する種目に係る二級の技術検定は、当該種目を国土交通大臣の定める種別に細分して行なう。

(受検資格)

第二十七条の五 一級の技術検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有するものと認定した者

2 二級の技術検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。)又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に關し三年以上の実務経験を有する者(受検しようとする種目が第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が指定した種目である場合においては、当該指定した種目が建設機械施工以外の種目であるときは受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者、当該指定した種目が建設機械施工であるときは受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者又は当該種目に關し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者)で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

二 受検しようとする種目に關し八年以上の実務経験を有する者(受検しようとする種目が第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が指定した種目である場合においては、当該指定した種目が建設機械施工以外の種目であるときは受検しようとする種別に関し八年以上の実務経験を有する者、当該指定した種目が建設機械施工であるときは受検しようとする種別に関し六年以上の実務経験を有する者又は当該種目に關し、受検しようとする種別に関する四年以上の実務経験を含む八年以上の実務経験を有する者)

三 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有するものと認定した者

(試験の免除)

第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

| 学科試験に合格した者    | 種目及び級(学科試験に合格した技術検定が二級の技術検定で第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が指定した種目に係るものである場合においては、種目及び種別)を同じくする次の技術検定の学科試験の全部 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一級の技術検定に合格した者 | 二級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣の定めるもの                                                                   |

|                                                          |                                             |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 二級の技術検定に合格した者                                            | 種目を同じくする一級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣の定めるものの |
| 他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者 | 国土交通大臣の定める学科試験又は実地試験の全部又は一部                 |

○施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)(抄)  
(令第二十七条の五の学科)

第二条 令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

| 検定種目     | 学 科                                                                                  |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設機械施工   | 土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。)、都市工学、衛生工学、交通工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科 |
| 土木施工管理   | 土木工学、都市工学、衛生工学、交通工学又は建築学に関する学科                                                       |
| 建築施工管理   | 建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学又は機械工学に関する学科                                                  |
| 電気工事施工管理 | 電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科                                                       |

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 管工事施工管理 | 土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科 |
| 造園施工管理  | 土木工学、園芸学、林学、都市工学、交通工学又は建築学に関する学科    |

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（違反建築物に対する措置）

第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2（9）（略）

10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第二項から第六項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

11（15）（略）

（工作物への準用）

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウオーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二、第六条の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条、第七条の二、第七条の三、第七条の四、第七条の五（第六条の三第一項

第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第三項から第六項まで、第十三条、第十八条（第十三条を除く。）、第二十条、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条中第三十三条及び第三十四条第一項に関する部分、第三十七条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項及び第二項並びに第十八条第十三項の規定を準用する。

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第三項から第六項まで、第十三条、第十八条（第八項から第十二項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項、第八十六条の七中第四十八条第一項から第十二項までに関する部分、第八十七条第二項中第四十八条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に関する部分、第八十七条第三項中第四十八条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一条まで並びに第六十八条の二第一項及び第五項に関する部分、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3 第三条、第八条から第十三条まで並びに第十八条第一項及び第十四項の規定は、第六十六条に規定する工作物について準用する。

4 第一項中第六条から第七条の五まで、第十八条（第一項及び第十四項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。

#### （工事現場の危害の防止）

第九十条 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の技術的基準は、政令で定める。

3 第三条第二項及び第三項、第九条（第十三項及び第十四項を除く。）、第九条の二、第九条の三（設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。）並びに第十八条第一項及び第十四項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項又は第十項前段（第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者

二 第七十七条の八第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者又は同条第二項の規定に違反して事前に資格検定の問題を漏らした者

三 第七十七条の八第二項の規定に違反して、不正の採点をした者

四 第七十七条の二十五第一項又は第七十七条の四十三第一項(第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

五 第七十七条の十五第二項、第七十七条の三十五第二項又は第七十七条の五十一第二項(第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による資格検定事務又は確認検査、認定等若しくは性能評価の業務の停止の命令に違反した者

六 第七十七条の六十二第二項の規定による禁止に違反して、確認検査の業務を行つた者

○宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)(抄)

(監督処分)

第十三条 (略)

2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において行なわれている宅地造成に関する工事で、第八条第一項の規定に違反して同項の許可を受けず、同項の許可に附した条件に違反し、又は第九条第一項の規定に適合していないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)(若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、第八条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで宅地造成に関する工事が施行された宅地又は前条第一項の規定に違反して同項の検査を受けず、若しくは同項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していないと認められた宅地については、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、同項に規定する者に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止

を命ずることができる。

5 都道府県知事は、第二項又は第三項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくてその措置をとることを命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行なうべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

第二十三条 第十三条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。